



## 第5章 計画の体制と管理



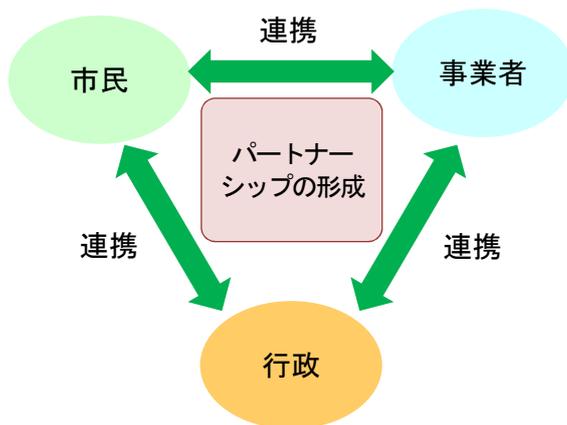


## 第5章 計画の体制と管理

### 1 計画の推進体制

本計画の実現に向け、第4章に示した施策を計画的かつ効果的に進めていくため、市民・事業者・行政が対等な立場で協力・連携し、それぞれの役割を果たしていきます。

#### ■市民・事業者・行政による協働の仕組み



#### ■市民・事業者・行政の役割分担

市民	<b>【緑の保全】</b>
	○樹林地の保全 ○農地の保全 ○樹林等の保全 など
	<b>【緑の創出と活用】</b>
事業者	○レクリエーションの場として公園の活用 ○公共公益施設★の緑化 ○住宅敷地内の緑化 ○制度等を活用した地域との連携による緑化 など
	<b>【緑の普及と啓発】</b>
	○緑化活動への参加 ○制度等を活用した緑化活動の実施 ○公園づくりに関する提案と維持管理への協力 など
行政	<b>【緑の保全】</b>
	○法令等を活用した緑地の保全 ○開発行為等に伴う緑化の指導 など
	<b>【緑の創出と活用】</b>
行政	○公園・緑地の整備 ○公園・緑地の維持管理 ○公園の利活用に向けた公園施設の充実 ○公共公益施設の緑化 ○制度等を活用した緑化活動の支援 ○緑化に関する情報発信 ○緑のネットワークの形成 など
	<b>【緑の普及と啓発】</b>
	○緑に親しむ機会の創出と情報発信 ○緑化活動に対する支援制度の充実 ○市民参加による公園づくり ○緑化に対する学習機会と環境の充実 など



2 計画の推進管理

実現に向けて、目標を段階的に達成しつつ、着実に実施していくことを基本とし、第4章に示した施策の推進プログラムを設定します。

(1) 推進プログラム

推進プログラムについては、策定年の令和5年(2023年)から目標年次である令和14年(2032年)までの10年間を5年ごとに前期と後期に分けて設定します。

実施目標の前期では、関係部局との連携を図りながら、早期に着手可能な施策を中心に設定し、後期では、計画の前期に整えた体制・仕組みを生かして、前期の施策を継続しながら、計画の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

■施策の実施目標と実施主体

基本方針	取組	主要施策	具体的な施策	実施目標		実施主体			指標		実績		備考
				前期 (R5~R9)	後期 (R10~R14)	市民	事業者	行政	内容	目標値	H27	直近値	
基本方針1 今ある緑を守ります (緑の保全)	取組1 都市環境を形成する緑の保全	①骨格的緑地の保全	○丘陵樹林地：保安林などの保全	→	○	○	○	保安林面積	2,436.7 ha	2,436.7 ha	2,436.7 ha	直近値(R3)の維持	
			○海岸線：自然公園などの保全	→			○	自然公園面積	469.0 ha	469.0 ha	469.0 ha	直近値(R3)の維持	
			○河川：河川区域の保全	→			○	河川区域面積	88.3 ha	88.3 ha	88.3 ha	直近値(R3)の維持	
			○農地：農用地区域の保全	→	○	○		農用地区域面積	108.5 ha	108.5 ha	108.5 ha	直近値(R3)の維持	
	取組2 身近に触れ合える緑の保全	③身近な樹林地及び樹木の保全	○社寺境内林：保全配慮地区などの保全	→			○	保全配慮地区面積	5.7 ha	5.7 ha	5.7 ha	直近値(R3)の維持	
			○樹林及び樹木：記念保護樹木などの保全	→	○	○	○	保全樹林面積	19.0 ha	19.0 ha	19.0 ha	直近値(R3)の維持	
			○都市公園の適正な配置	→			○		-	-	-		
			○都市公園の機能の集約	→			○		-	-	-		
基本方針2 新たな緑をつくり、 生かします (緑の創出と活用)	取組3 魅力ある公園づくり	④公園・緑地の整備	○都市公園の整備	→			○	都市公園の開設数	101箇所	93箇所	93箇所	都市公園の整備(新設8箇所、拡張3箇所)	
			○公共施設緑地の整備	→			○	港湾緑地の開設数	6箇所	3箇所	3箇所	港湾緑地の整備(新設3箇所、拡張1箇所)	
			○公園施設の充実	→			○		-	-	-		
			○冬期間の公園利用	→	○		○		-	-	-		
	取組4 花と緑で癒されるまちなみの形成	⑥公共公益施設の緑化	○公園の緑化	→	○	○	○	オープン花壇の実施団体数	3団体	-	2団体	活動場所(3箇所、3団体)	
			○道路の緑化	→	○	○	○	街路樹本数	81,000本以上	91,200本	81,000本	直近値(R2)以上	
			○河川の緑化	→	○		○		-	-	-		
			○学校などの緑化	→	○		○		-	-	-		
		⑦民有地の緑化	○その他の公共公益施設の緑化	→	○		○		-	-	-		
			○住宅地、商業地及び工業地の緑化	→	○	○			-	-	-		
			○緑化に関する制度の活用	→	○	○			-	-	-		
			○市街地の緑化	→	○	○		花と緑のまちづくり事業助成団体数	3団体	1団体	1団体	活動場所(3箇所、3団体)	
	取組5 緑のネットワークの活用	⑧エコジカルネットワークの形成	○生物多様性に配慮した公園・緑地の保全	→	○	○	○		-	-	-		
		⑨防災ネットワークの形成	○防災拠点としての公園・緑地の活用	→			○		-	-	-		
			○防火帯としての道路の緑化	→			○	街路樹本数	81,000本以上	91,200本	81,000本	直近値(R2)以上	
		⑩レクリエーションネットワークの形成	○拠点及び回遊路によるネットワークの創出・活用	→	○	○	○		-	-	-		
基本方針3 緑への理解を深めます (緑の普及と啓発)	取組6 緑を守り育てる体制の充実	⑪緑化を推進する体制づくり	○緑化活動団体の育成	→			○	自然観察会の開催回数	4回	2回	0回	夏2回及び秋2回	
			○緑化活動への支援	→			○	花と緑のまちづくり事業助成団体数	3団体	1団体	1団体	活動場所(3箇所、3団体)	
			○市民参加による公園づくり	→	○			地域ボランティアの団体数	45団体	46団体	44団体	公園愛護会(42団体)、オープン花壇(3団体)	
		⑫緑を育む基礎づくり	○緑化手法の検討	→			○		-	-	-		
	○緑化推進制度の周知		→			○	花と緑のまちづくり事業助成団体数	3団体	1団体	1団体	活動場所(3箇所、3団体)		
	取組7 緑と触れ合える機会の充実	⑬緑化環境の充実	○緑化イベントの開催	→			○	緑化イベントの開催回数	7回	3回	1回	自然観察会4回、左記以外3回	
			○自然観察会の開催	→			○	自然観察会の開催回数	4回	2回	0回	夏2回及び秋2回	
		⑭教育環境の充実	○広報活動の充実	→			○	ホームページの更新回数	12回	4回	1回	自然観察会、イベント等	
			○野外学習の場の活用	→			○	自然観察会の開催回数	4回	2回	0回	夏2回及び秋2回	
			○学習機会の充実	→			○		-	-	-		



序  
章

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

資  
料  
編



(2) 計画の推進管理

計画の推進管理は、計画の策定 (Plan)、施策の実施 (Do)、進捗状況などの検証・評価 (Check)、評価に基づいた改善策 (Action) を検討する PDCA サイクルによる管理を行います。そして、定期的に施策の進捗状況や問題点などを検証し、関係部局と連携を図り、本計画の推進に努めます。

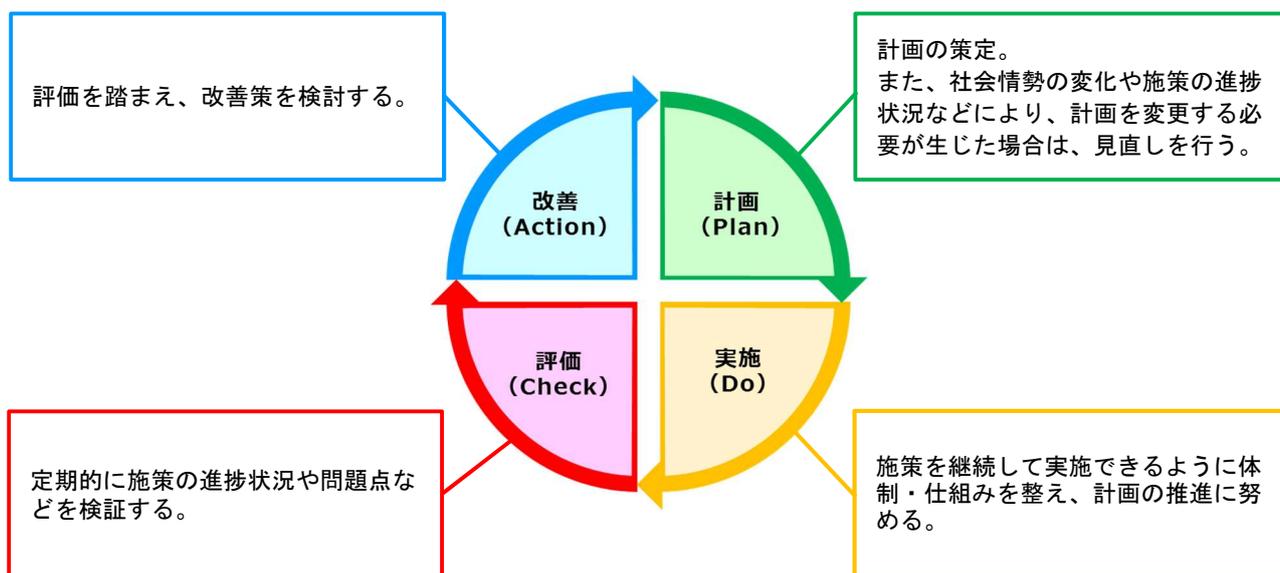
(3) 関係機関との連携及び協力要請

上位計画・関連計画を有する国や北海道などの関係機関と連携を図り、計画の推進に向けて協力を要請していきます。

(4) 計画の見直し

計画の見直しは、本市を取り巻く社会情勢の変化や施策の進捗状況などのほか、中間年、「小樽市立地適正化計画★」の策定において、計画変更の必要性が生じた場合は適宜見直しを行います。

【PDCAサイクル】





序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編